

令和2年度下期 鹿児島県地域年金事業運営調整会議資料

令和3年3月



日本年金機構

Japan Pension Service

目次

1 . はじめに	1
2 . 地域年金展開事業の概要	2 ~ 4
3 . 令和2年度事業実施結果中間報告（令和2年4月～12月）	5 ~ 20
4 . トピックス ～新型コロナウイルス感染症への対応～	21 ~ 26
5 . 令和3年度事業計画（案）	27 ~ 32
6 . 参考資料	33 ~ 38
（1）令和2年 年金制度改正の概要	
（2）日本年金機構ホームページのリニューアル	
（3）国民年金・厚生年金保険にかかる主な実績指標（全国）	

1. はじめに

委員の皆様には、平素より年金制度の運営に多大なるご理解・ご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

さて、昨年は、社会全体が新型コロナウイルス感染症の対応に追われた一年となりました。

日本年金機構においては、感染拡大を防止し、お客様の安心・安全を確保するため、「日本年金機構における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を策定し、マスクの着用、定期的な消毒、相談ブースへの仕切りの設置など、広範な感染防止対策を徹底してまいりました。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少があった事業主や被保険者の方に対しては、厚生年金保険料の納付猶予、国民年金保険料免除等の臨時特例措置をご案内するなど、事業主や被保険者の皆様に寄り添った対応に取り組んでまいりました。

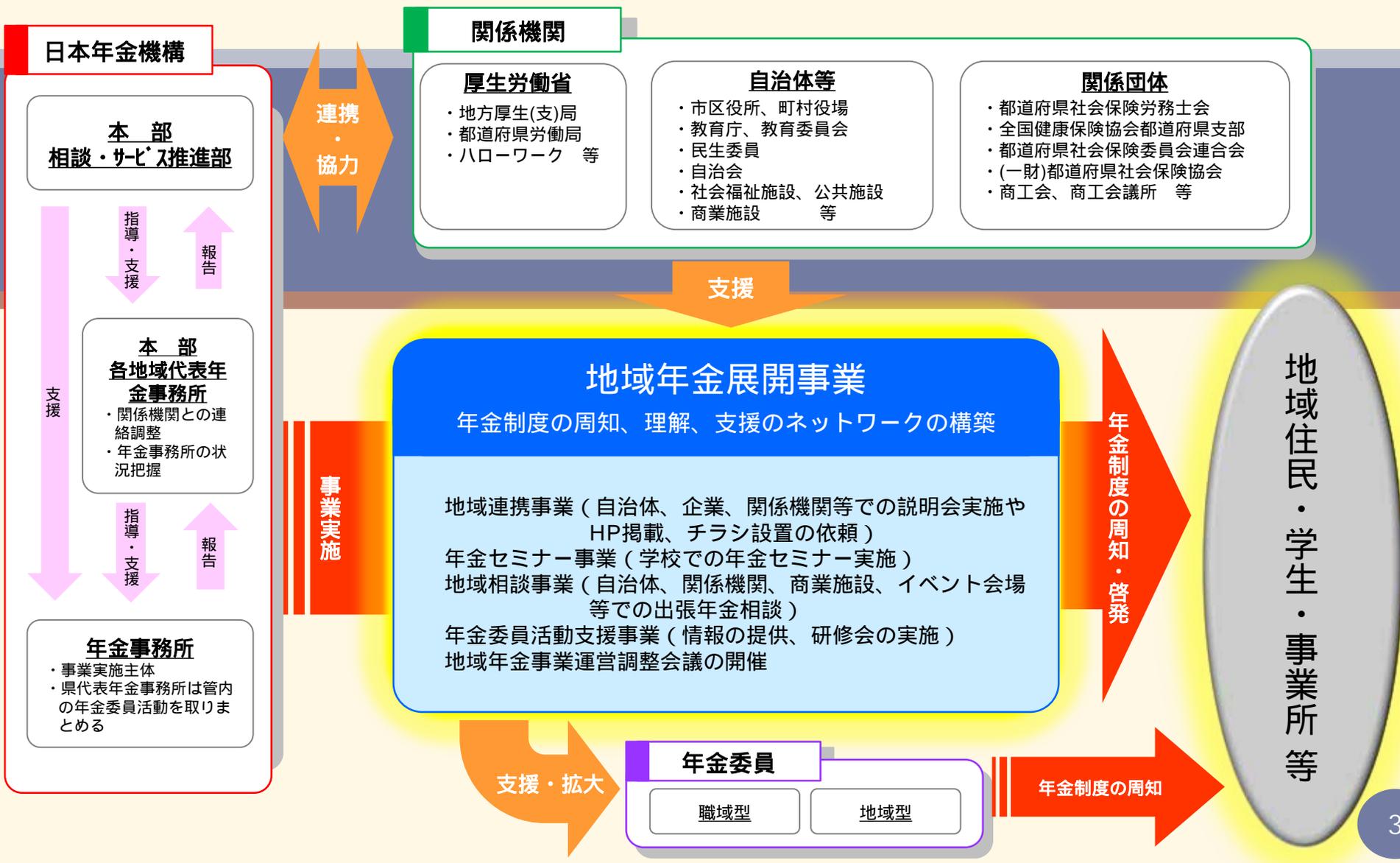
対面・訪問による活動が中心であった地域年金展開事業は、新型コロナウイルス感染症の影響で多くの制約を受けることとなり、計画していた事業の中止や変更を余儀なくされております。この地域年金事業運営調整会議についても、本来であれば委員の皆様からご意見を賜り、議論を重ねる貴重な機会でありましたが、書面による開催が続いている状況です。

このように厳しい現状ではありますが、一方で、これは従来のビジネスモデルを転換し、非対面・非接触を中心としたオンラインビジネスモデルを推進する好機であると捉えています。今後は新たに導入されたWeb会議ツールを積極的に活用し、学校や関係機関の環境に応じた多様な年金セミナーや制度説明会の開催、各種研修のオンライン化を進めることに加え、電子申請・ねんきんネットのさらなる利用促進に取り組んでまいります。

今後も、委員の皆様のお力添えをいただきながら、公的年金制度の周知・理解促進にさらに注力するとともに、制度を正しく確実に運営することで、「社会の安定・安心へ貢献する」という日本年金機構の使命を果たしてまいります。引き続き、ご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2．地域年金展開事業の概要

地域年金展開事業の概要



地域年金展開事業の主な取組

公的年金制度の普及・啓発や国民年金保険料収納率の向上等のため、関係機関との連携協力のもと、「年金制度説明会」や「年金セミナー」「出張年金相談」等を実施します。

また、日本年金機構が取り組む公的年金制度の普及・啓発活動について、都道府県ごとに関係者や有識者からなる「地域年金事業運営調整会議」を開催し、事業推進の意見や助言を伺います。

地域連携事業

職員が自治体や民間企業、関係機関、関係団体等に出向き、事務担当者や従業員・所属員・加入員向けの年金制度説明会を実施。
市区役所・町村役場の広報誌や行事等を通じ、年金制度や日本年金機構が行う事業の周知、ポスター・チラシの掲示や設置、配布の依頼等。

年金セミナー事業

職員が、大学や短大、専門学校、高校等に出向き、学生・生徒向けの年金セミナーを実施。または年金セミナー用動画（DVD）を配付。
大学での年金相談、学生納付特例制度の申請窓口の開設、パンフレットの掲示や設置、配布の依頼等。

地域相談事業

年金事務所から遠方の地域住民の利便性やニーズに応えるため、市区役所・町村役場や大規模商業施設、イベント会場等で、出張年金相談や免除申請窓口を開設。

年金委員 活動支援事業

年金委員を対象とした研修会の開催や、各種冊子・チラシなど活動に役立つ情報を提供。

地域年金事業 運営調整会議

公的年金制度の普及・啓発などの検討や年金事務所が行う事業への意見・助言を行うため、学識経験者や関係機関の職員などを委員として都道府県単位で設置。

3 . 令和 2 年度事業実施結果中間報告

(令和 2 年 4 月 ~ 1 2 月)

地域連携事業

市町村・官公庁

計画

市町村や官公庁に対し、窓口での年金制度に関するポスターの掲示及びリーフレットの設置等を依頼し、地域住民への情報提供の充実を図る。

市町村広報誌等を活用し、年金制度や出張相談にかかる周知を行う。

市町村職員への研修、説明会を定期的を実施する。

実績

市町村や官公庁に対し、年金生活者支援給付金や新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた各種対策に関するポスターの掲示及びリーフレットの設置等を依頼し、地域住民への周知広報を実施した。

また、市町村や地域年金事業運営評議会委員、年金委員に日本年金機構アニュアルレポートを送付し、事業運営の状況や目標の達成状況について報告を行った。

市町村広報誌へ出張相談の日程などの年金に関する記事を提供し、地域住民への広報を行った。

市町村職員への研修を以下のとおり実施した。

実施日	事務所	対象市町村	参加数
10月14日	鹿児島北	屋久島町	6人
12月7日	鹿屋	鹿屋市、肝付町、錦江町	5人
12月7日	奄美大島	奄美市、喜界町、伊仙町、知名町、和泊町	9人
12月14日	奄美大島	奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町	6人

九州厚生局と共催で、九州管内市町村職員への事務説明会を開催した。また、今回は機構のテレビ会議システムを活用し博多年金事務所から発信する方法で開催した。

開催日 令和4年12月7日
 参加者 九州管内市町村7市町村 11名
 テーマ 国民年金免除申請書受付時における留意事項
 国民年金における外国人の適用
 障害年金事務にかかる留意事項

総括及び課題



計画

市町村担当職員向け情報誌を定期的に発行し、制度改正や事務処理上の留意点について情報提供を行う。

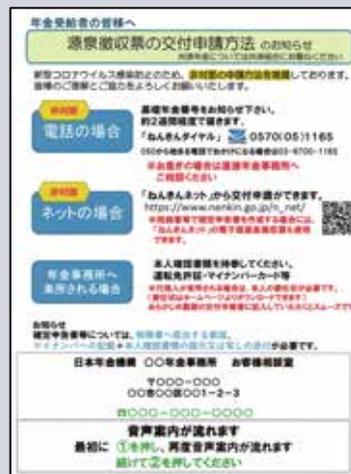
国税局・税務署へ広報チラシの設置を依頼する。

実績

市町村職員向け情報誌「かけはし」を送付した。
(5月、7月、9月、11月(奇数月に送付))



確定申告時の窓口混雑緩和のため、鹿児島県内税務署に対し、「年金受給者の源泉徴収票再発行手続き」及び「国民年金保険料控除証明書再発行手続き」に関するチラシの設置依頼を実施した。



総括及び課題

- これまでと同様に、各種制度の周知や情報提供について、市町村や関係団体と協力して実施することができた。
- 国民年金に適用・収納については、市町村との緊密な連携が不可欠であるため、研修会や意見交換の機会の充実をさらに進めていく必要がある。

計画	実績	総括及び課題
<p>定期的に連絡会議を開催し、情報共有を図る。</p> <p>機構及び全国健康保険協会の業務にかかる研修会を相互に実施する。</p> <p>全国健康保険協会と共催で年金委員功労者表彰式を開催する。</p>	<p>令和2年10月7日（水） 鹿児島地区行政等連絡協議会 令和3年2月24日（水） 業務改善協議会</p> <p>令和2年11月4日開催 詳しくは「年金月間」における取組で報告</p>	<p>○ 厚生年金保険の適用に伴う保険証の発行や、健康保険の給付と年金の給付など、相互に関連する業務について理解を深めることは、お客様サービスの観点からも非常に重要であることから、引き続き連携強化を図る。</p>
<p>定期的に連絡会を開催するとともに、適宜情報提供を行う。</p> <p>会員に対する研修会を開催する。</p>	<p>令和2年10月7日（水） 鹿児島地区行政等連絡協議会 令和3年2月24日（水） 業務改善協議会</p> <p>研修会の開催 令和2年9月19日（土） ポリテクセンター鹿児島 「年金請求実務 今さら聞けない 請求書記入にあたっての注意事項や必要書類について」</p>	<p>○ 今後大きな制度改正を控え、機構の事業推進には社会保険労務士会との連携が不可欠であり、さらに強力連携を進めていく。</p>
<p>社会保険協会発行の広報誌へ記事を掲載し、会員事業所への情報提供を行う。</p>	<p>奇数月に会員事業所へ送付 日本年金機構、全国健康保険協会、 社会保険委員会の記事を掲載。</p>	<p>○ 記事掲載による情報発信をさらに効果的なものとするため、より分かりやすく読みやすい記事となるよう工夫する。</p>

計画

実績

総括及び課題

社会保険委員会

社会保険委員会主催の会議に出席し、年金制度の説明や事業への協力依頼を行う。

日本年金機構、全国健康保険協会、社会保険協会の四者で開催

事業	地区	場所	実施日	参加数
研修会	鹿児島北事務所管内	鹿児島サンロイヤルホテル	11月4日	108名
研修会	鹿児島南事務所管内	鹿児島サンロイヤルホテル	11月6日	158名
研修会	加治木事務所管内	加治木加音ホール	11月11日	40名
研修会	川内事務所管内	薩摩川内市国際交流センター	11月17日	73名
研修会	奄美大島事務所管内	奄美振興会館	11月19日	76名
研修会	鹿屋事務所管内	鹿屋市文化会館	11月24日	80名

社会保険委員会連合会と共催で年金委員功労者表彰式を開催する。

令和2年11月4日開催
詳しくは「ねんきん月間」における取組で報告

年金受給者協会

年金受給者協会主催の会議に出席し、年金制度の説明や事業への協力依頼を行う。



○ 今後大きな制度改正を控えており、確実に周知広報を行うとともに、年金委員の委嘱の依頼も積極的に行う。

自治体・町内会等

地域住民への年金制度説明会を開催する。

地域型年金委員を活用し、地域住民への情報提供を行う。

○ 地域住民のニーズを的確につかみ、地域住民が容易に理解し、かつ役に立つような制度説明ができるように努める。

○ 地域住民との橋渡し役として、地域型年金委員の役割は非常に重要であることから、その活動のサポートをさらに充実させる。

計画

実績

総括及び課題

企業・団体等

企業や団体の従業員に対し、年金制度説明会を開催する。

企業や団体に年金に関する情報提供を行うとともに、関係者への周知を依頼する。

今年度は開催なし。

引き続き「年金相談の予約制」の広報を行った。



- これまで、民間企業へのアプローチが弱く、説明会の開催や協力連携する機会が少なかったため、今年度は重点的に取組必要がある。
- 今後も関係機関との連携強化を図る必要がある。

マスメディア

「ねんきん月間」や「年金の日」等について、マスメディアを活用した広報を行う。

鹿児島県政記者クラブに対し、以下のとおりプレスリリースを行った。
・6月3日 令和2年度「わたしと年金」エッセイ募集

- マスメディアを活用した周知広報は、まだ十分にできていない状況にあるため、今後は他の地域の取組も参考にしながら、有効な方策を検討する。

その他関係機関

関係機関と積極的に連携し、年金制度や事業に関する周知広報を行う。

開催日	主催	名称	場所
4月14日 (中止)	鹿児島 行政監視行政相談センター	暮らしの なんでも行政相談所	鹿児島市 (山形屋)

- 今年度は中止となったが関係機関と連携して年金制度や事業に関する周知広報する。

年金セミナー事業

計画

年金セミナーの実施に向け、教育関係機関への協力依頼を行う。

中学校・高校・大学・専門学校等に対し、積極的なアプローチを行う。

実績

鹿児島県教育庁、高校教育課、義務教育課へ年金セミナー開催「エッセイ」募集への協力依頼を行った。

令和2年11月から、「知っておきたい年金の話」をもとに作成した年金セミナー用動画（DVD）を無料配布をし、これまでの対面型の年金セミナーだけでなく、動画提供型の年金セミナーを可能とした。

総括及び課題

- 学校側のカリキュラムやニーズを十分に把握するとともに、多様な年金セミナーが実施できることを積極的にアピールする。
- 新しく2名の地域年金推進員を委嘱し、精力的なアプローチをする。

Web会議ツールを活用したオンラインセミナーについては、P25「多様な年金セミナー等の実施に向けた対応」に記載。



計画

実績

総括及び課題

新型コロナウイルス感染症対策を徹底した上で、各学校の状況や要望に応じた年金セミナーを開催する。

年金セミナーの開催実績は以下のとおり。

本年度は予定していた年金セミナーはほとんど中止または延期となりました。ただ、11月から開始したDVDによる開催が行われました。

年金セミナーの開催

事務所	学校名		実施日	参加数
鹿児島北	鹿児島県立短期大学	集合	R2.12.9	111人
	鹿児島医療技術専門学校言語聴覚療法学科2組	DVD	R2.12.9	16人
	鹿児島医療技術専門学校診療放射線技術学科	DVD	R2.12.11	30人
	今村学園ライセンスアカデミー柔道整復トレーナー学科	DVD	R2.12.18	24人
	鹿児島医療技術専門学校言語聴覚療法学科1組	DVD	R2.12.24	29人
川内	国立・県営鹿児島障害者職業能力開発校	集合	R2.9.3	45人
加治木	第一工業大学	DVD	R2.11.26, 27	8人
	国分高校	DVD	R2.12.7	1人
	第一幼児教育短期大学	DVD	R2.12.23	136人
鹿屋	鹿児島市立鹿屋女子高校	集合	R2.9.23	8人
奄美大島	奄美看護福祉専門学校	集合	R2.12.15	50人



計画

実績

総括及び課題

地域年金推進員

地域年金推進員を積極的に活用し、年金セミナー開催のアプローチを行う。

地域年金推進員に対する研修会や連絡会議を開催し、意見交換・情報共有を行う。

鹿児島県教育庁を訪問し、地域年金推進員の推薦をお願いする。
令和2年9月25日 2名（公民部会出身者）委嘱

・令和2年度
高等学校へアプローチ（電話）

新規委嘱推進員へ模擬セミナーの実施

・令和3年度として
高等学校へのアプローチ（電話・訪問）
・高等学校での年金セミナーの実施

○ 年金セミナーの活性化のためには地域年金推進員の協力が極めて重要であるため、引き続き、連携を強化していく。

○ 今後Web会議ツールを活用した年金セミナーが増加することを踏まえ、オンラインセミナーに適した資料の作成や操作方法の習得、伝わりやすい説明の仕方など地域年金推進員と連携していく。

その他

九州厚生局と連携したアプローチを実施する。

九州厚生局から「学生納付特例制度に関するアンケート」を送付し、貴重な意見をもとに学校への周知広報に努める。

○ アンケートのニーズに沿うように年金セミナーの内容の充実を図る。

地域相談事業

計画		実績				総括及び課題
市町村	遠隔地の市町村において、定期的に出張年金相談を開催する。	各市町村における出張年金相談の開催状況は以下のとおり。 (令和2年4月～12月)				<ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルス感染症の影響により、持ち運び可能な仕切りを持参し、感染症対策を徹底したうえで実施することができた。 ○ 年金事務所から遠い市町、離島の市町から、毎月開催、複数日での開催要望がある。 年金事務所の体制もあるが、労務士会等とも協議をおこなう必要がある。
	事務所	開催場所	開催頻度	開催数	相談件数	
	鹿児島北	日置市	毎月	10回	180人	
		西之表市	毎月	16回	196人	
		南種子町	隔月	2回	21人	
		中種子町	隔月	2回	30人	
		屋久島町	隔月	6回	85人	
	鹿児島南	指宿市	隔月	5回	15人	
		枕崎市	隔月	5回	32人	
		南九州市	隔月	6回	28人	
		南さつま市	隔月	6回	36人	
	川内	出水市	毎月	8回	152人	
		阿久根市	隔月	5回	47人	
		いちき串木野市	隔月	2回	16人	
		さつま町	隔月	4回	23人	
長島町		隔月	4回	23		

地域相談事業

計画		実績			総括及び課題
市 町 村					
	事務所	開催場所	開催頻度	開催数	相談件数
	加治木	伊佐市	毎月	13回	156人
		湧水町			
	鹿屋	曾於市	毎月	7回	17人
		志布志市	毎月	8回	68人
	奄美大島	喜界町	隔月	6回	24人
		徳之島町	隔月	6回	21人
		天城町	隔月	4回	16人
		伊仙町	隔月	6回	26人
		知名町	隔月	2回	7人
		与論町	隔月	2回	8人

計画	実績	総括及び課題																
<p>特別支援学校に対し、障害年金制度にかかる制度説明会のアプローチを積極的に行う。</p> <p>感染防止対策を徹底したうえで、特別支援学校での制度説会の実施する。</p>	<p>県内の特別支援学校に対しアプローチを実施。</p> <p>下記特別支援学校で実施。</p> <table border="1" data-bbox="507 349 1833 692"> <thead> <tr> <th>事務所</th> <th>実施日</th> <th>施設名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鹿児島南</td> <td>10月22日</td> <td>南薩養護学校</td> <td>障害年金制度と手続きに関する説明</td> </tr> <tr> <td>川内</td> <td>2月26日（予定）</td> <td>串木野養護学校</td> <td>障害年金制度と手続きに関する説明</td> </tr> <tr> <td>川内</td> <td>3月2日（予定）</td> <td>出水養護学校</td> <td>障害年金制度と手続きに関する説明</td> </tr> </tbody> </table>	事務所	実施日	施設名	内容	鹿児島南	10月22日	南薩養護学校	障害年金制度と手続きに関する説明	川内	2月26日（予定）	串木野養護学校	障害年金制度と手続きに関する説明	川内	3月2日（予定）	出水養護学校	障害年金制度と手続きに関する説明	<p>○ 保護者や教職員に対する制度説明は極めて重要であるとの認識から、重点的に取組を進める必要がある。</p>
事務所	実施日	施設名	内容															
鹿児島南	10月22日	南薩養護学校	障害年金制度と手続きに関する説明															
川内	2月26日（予定）	串木野養護学校	障害年金制度と手続きに関する説明															
川内	3月2日（予定）	出水養護学校	障害年金制度と手続きに関する説明															
<p>ハローワークと協力し、求職者や失業者に対する年金制度説明会及び国民年金保険料免除申請にかかる相談会を開催する。</p>	<table border="1" data-bbox="507 792 1419 1049"> <thead> <tr> <th>実施日</th> <th>場所</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12月18日</td> <td>サンエール かごしま</td> <td>社会保険制度について 社会保険加入の要件、扶養者の基準</td> </tr> </tbody> </table>	実施日	場所	内容	12月18日	サンエール かごしま	社会保険制度について 社会保険加入の要件、扶養者の基準	<p>○ 新型コロナウイルス感染症の影響により、今年度は予定していた取組が十分にはできなかったが、免除申請書の獲得から効率的に行えることから、引き続き取り組んでいく。</p>										
実施日	場所	内容																
12月18日	サンエール かごしま	社会保険制度について 社会保険加入の要件、扶養者の基準																
<p>従業員や事務担当者に対する年金制度説明会を開催する。</p>	<p>広報誌等を通じて年金制度説明会の開催の周知を行った。</p>	<p>○ 新型コロナウイルス感染症の影響により今年度は出張による開催等の実績はなかったが、引き続き周知をする。</p>																

年金委員活動支援事業

計画

実績

総括及び課題

定期的な研修会・意見交換会を開催する。

新型コロナウイルス感染症の影響により予定していた研修会が中止となった。

○ 年金委員の活動は、職場や地域における制度周知・制度への理解に欠かれないことから、今後もしっかりとその活動をサポートする。

各種情報提供及び制度周知の協力依頼を適時行う。年金委員の委嘱拡大に向け、事業所や関係機関に対しアプローチを行う。

地域型年金委員に対しては偶数月に情報誌「なごみ便り」を送付し、情報提供を行った。
以下のとおり年金委員加入勧奨を行った。



事務所	実施月	事業	対象	対象数
鹿児島北	12	加入勧奨	100人以上	92事業所
	12	加入勧奨	20人～29人	200事業所
鹿児島南	6	加入勧奨	枕崎地区10人以上	50事業所
	12	加入勧奨	新規適用事業所（過去2年間3人以上）	105事業所
川内	9	加入勧奨		140事業所
加治木	5,6,8,10,12	加入勧奨	新規適用事業所	68事業所
奄美大島	1	加入勧奨	地域型（委員不在の町村）	4町村

年金委員功労者表彰式を開催する

11月4日に開催した。
詳細はP18「ねんきん月間」及び「年金の日」における取組に記載。

「ねんきん月間」及び「年金の日」における取組

	計画	実績	総括及び課題
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">年金委員表彰式</p>	<p>年金委員功労者表彰伝達式を開催する。</p> <p>令和2年11月4日 鹿児島サンロイヤルホテルにて開催 「新型コロナウイルス」感染症対策を行い実施</p> <p>表彰伝達式は健康保険委員表彰伝達式と合同で行われ、鹿児島県社会保険委員会と鹿児島県社会保険協会の共催で行われた。</p> <p>年金委員の表彰者数 厚生労働大臣表彰・・・1名 理事長表彰・・・1名 理事表彰・・・2名</p> <p>健康保険委員の表彰 厚生労働大臣・・・1名 理事長表彰・・・1名 鹿児島支部長表彰・・・8名</p>		
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">各拠点の取組</p>		<ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルス感染症の影響により昨年度実施した、県内合同開催による商業施設での年金相談会やチラシ配布はできなかった。 ○ 広く国民の皆様には年金制度を知っていただく大切な機会であることから、より工夫を凝らした取組を検討する。 	

計画

実績

総括及び課題

- ① 「わたしと年金」エッセイ募集に係る広報・アプローチを積極的に行う。

- ① 関係機関に広報等行うも、鹿児島県内からの募集はなし。

厚生労働大臣賞 北海道（30代 男性）

私は21歳のときから障害年金を受け取っている。大学で部活動中の事故による怪我が原因で右足を切断、障がい者となったためだ。

ただ、障害年金の請求手続は私が行ったわけではない。車いすでの生活に加え、リハビリや義足作成のため通院以外の外出は難しく、母が役所の年金担当に相談し、必要書類を揃え申請した。

実は21歳での障害年金の申請はハードルが高い。障害年金制度には、すべての国民が国民年金へ加入する20歳から傷病の初診日までの間に一定期間以上年金保険料を納付、免除もしくは学生の保険料猶予（学生納付特例）を受けていなければ障害年金がもらえない「納付要件」というルールがあるからだ。保険料を支払わず放置していると、怪我や病気によってどんなに重い障がいを負ったとしても、「もしもの時の生活保障」となる障害年金を受け取ることはできない。

事故当時21歳だった私は20歳の国民年金加入から約1年半と年金加入期間が短く、その半分以上の期間について保険料が納付、又は免除・猶予されていなければならなかった。このため、たった1ヵ月の「未納期間」が、「納付要件」という条件クリアに大きな影響を与えてしまうのだ。

20歳当時学生だった私が「将来障がい者になり、障害年金を申請する立場に置かれる」ことまで考えているはずもなく、「20歳の国民年金の加入手続」も、「学生納付特例手続」も全て私の20歳到達とともに母が仕事の合間に役所で手続をしてくれていた。私は母に言われるがまま学生納付特例手続に必要な「学生証の写し」をコピーし、母のもとへ郵送しただけだ。母が私の学生納付特例手続を行っていただければ、私は障害年金を受け取ることができないどころか、手術費用や入院費用、その後の義足作成費用などの負担が重くのしかかっていただろう。

事故後、障害年金の手続を役所で行った際、私の年金記録を確認した年金担当から母はこう言われたそうだ。「お母さん、息子さんの学生納付特例、ちゃんとしておいてよかったですね」と。母はいつも「当然のことをしたまでだ」とは言うが、母もまさか自分の息子が障がい者になるとは夢にも思っていなかっただろうし、きちんと私の年金の手続をしてくれていたからこそ、私の今の人生があることを考えると、感謝もしきれない。

そんな私はどのような運りあわせか、現在市役所で年金担当として働いている。日々年金手続の受付業務の中で、当然「学生納付特例手続」を受付するのだが、学生本人や母親などの現役世代の方は「年金と言えば高齢者がもらう老齢年金」という認識が強い。「学生納付特例なんてする意味があるの？」、「保険料なんて支払う意味なんてあるの？」、「少子高齢化で私たちが高齢者になったら年金はもらえないんでしょ？」といった質問を数多く受ける。そんなときは現役世代が支払う保険料と高齢者の方が受け取る年金の関係など「公的年金制度の仕組み」の説明や、自分自身の経験などを踏まえながら「障害年金や遺族年金など、納付や免除をすることであなた自身に起こるかもしれない、転ばぬ先の杖となるような年金があるんですよ」というお話をさせていただき、納得していただいた上で、保険料の納付や免除・猶予手続を進めていただいている。

一方で、日々の業務の中で窓口対応をしていると、初診時に年金に加入していない、保険料の納付が少ないことで納付要件を満たすことができないなどの理由により、残念ながら障害年金の支給に結び付かなかった方と接することもある。「早く教えてくれれば私だって加入や納付・免除手続をしたのに...」「市役所の年金担当から案内されたことが無い...」「障害者手帳があるのに年金担当から教えてもらえなかった...」といった指摘を受けることも多い。「年金は申請主義」と言えばそれまでなのだが、本来受け取ることができたかもしれない年金が受け取れない状況が生まれないよう、「案内を行う側」である私をもっと「公的年金制度」について情報をお客様へ伝えていかなければならないと日々痛感している。

年金業務に携わる者としていつも心がけていることがある。年金の手続・相談に来られた方で、杖をついたり、障害者手帳や療育手帳を持っていたり、「うつ」などの精神障害を思われて退職した方などには「障害年金をご存知ですか？」という質問を意識的に行うことだ。その方の傷病や障がいが高く年金申請に結び付かなかったとしても、「障害年金の制度自体を知らなかった」、「私の病気で障害年金を申請できると思わなかった」といった言葉をいただくことが多い。

市役所の年金担当職員として、老後の年金だけでなく、予期せぬ事故後の生活を助ける障害年金や、大切な人を失われた遺族の生活を保障する遺族年金など、公的年金制度の大切さについて、少しでも多くの人に伝えていくことが事故後の生活を公的年金制度に助けられた私の大切な使命であると思っている。

- 地域年金推進員を積極的に活用し、夏休みの宿題等として、より多数の募集となるよう、入選作品集の送付など、引き続き広報活動に力を入れる。

世代を超える。
今だからこそ、伝えたい。

「わたしと年金」
エッセイ
募集中

賞
・厚生労働大臣賞
・日本年金機構理事長賞
・優秀賞
・入選

応募締切
令和2年9月11日(金)
詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。
https://www.nssb.jp/

令和2年度 わたしと年金 検索

主催 日本年金機構 共催 鹿児島県庁 全国高等学校長協会 全国都道府県教育委員会連合会
協賛 文部科学省

地域年金事業運営調整会議

計画	実績	総括及び課題
<p>運営調整会議</p> <p>地域年金事業運営調整会議を年2回（6月・2月）開催し、取組状況を報告する。</p>	<p>「新型コロナウイルス感染症」拡大に伴い 令和2年2月・・・中止 令和2年6月・・・中止 令和3年3月・・・書面開催</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和元年度第2回から3回続けて中止となった。 ○ 書面による開催となった場合でも、委員の皆様のご意見をしっかりと事業に反映できるような仕組みを構築していく。
<p>委員への情報提供</p> <p>地域年金事業運営調整会議委員に対し、年金制度や事業に関する情報提供を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和2年2月開催予定の会議については、開催日前日に中止となったが、資料については事前に送付した。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 今後、地域年金事業運営調整会議をはじめ各種会議や研修について、オンラインを活用した開催が可能となるよう機構本部と連携して取り組んでいく。
<p>提言への対応</p> <p>これまでいただいた会議における提言を取組に反映させる。</p>		

4．トピックス

～ 新型コロナウイルス感染症への対応～

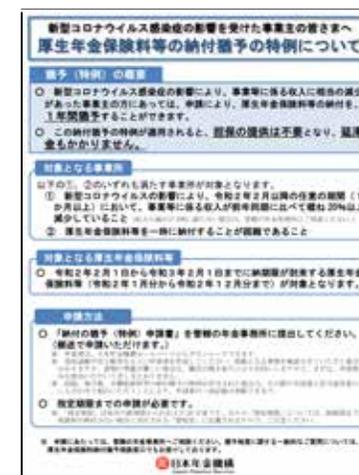
(1) 新型コロナウイルス感染症への主な対応

日本年金機構では、感染拡大を防止しお客様の安心・安全を確保するため、「日本年金機構における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を策定し、各拠点において広範な感染防止対策を実施しています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少があったお客様に対しては、保険料の納付猶予や免除の特例制度をご案内するなど、組織を挙げて対応しています。

<p>衛生・労務管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各拠点に「新型コロナウイルス感染予防対策委員会」を設置し、感染防止対策を徹底 マスク等の着用、手指消毒の徹底、換気の徹底 総合窓口、待合スペース、トイレ等に消毒液を設置 トイレなど拠点設備の清掃・消毒の徹底
<p>接触機会の低減</p>	<ul style="list-style-type: none"> 時差通勤、在宅勤務の実施 オンラインによる会議の推進、会議時の対人距離の確保 お客様相談ブースにアクリル板等を設置、待合スペースの椅子の撤去
<p>業務・お客様対応等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 個別訪問・来所要請の制限、滞納処分・強制徴収の停止 厚生労働省「生活を守る」プロジェクトチームで示された「学生への支援」の取組として、内定を取り消されたり、アルバイト収入を失った学生等を、特定業務契約職員として全国の事務センターで採用 政府の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」等を受けた対応として、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業主、被保険者、年金受給者に対する措置（令和3年1月現在） <ul style="list-style-type: none"> 厚生年金保険料等の納付猶予の特例 （令和2年2月以降の任意の期間に相当な収入の減少が生じた場合、令和2年2月1日から令和3年2月1日までに納期限が到来する厚生年金保険料等の納付を、申請により1年間猶予することができる。なお、延滞金は全額免除となる。）

厚生年金保険料等の納付猶予特例



国民年金保険料免除等における臨時特例措置

(失業や事業の休止に至らない場合でも、収入が急減し当年中の見込み所得が免除基準相当に該当する場合、簡易な手続きにより保険料免除などを可能とする特例措置。)

障害年金受給権者等における障害状態確認届(診断書)の提出期限延長

(障害年金の受給者等に提出していただく障害状態確認届(診断書)について、提出期限が令和2年2月末日から令和3年2月末日までの間にある受給権者等について、提出期限をそれぞれ1年間延長。)

新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴う標準報酬月額の特例改定

(令和2年4月から令和3年3月の間に、新型コロナウイルス感染症の影響による休業により報酬が著しく下がった方について、厚生年金保険料等の標準報酬月額を、通常の随時改定(4か月目に改定)によらず、翌月から改定。)

国民年金保険料免除等における臨時特例

障害状態確認届の提出期限延長

標準報酬月額の特例改定

業務・お客様対応等

(2) オンラインビジネスモデルの実現

日本社会やライフスタイルが急速に非対面・非接触型のビジネス環境に移行している中で、日本年金機構においても、来訪・訪問型のビジネスモデルから、基本的な申請・届出手続きや制度説明会の受講などがオンライン環境で可能となるようなビジネスモデルへの転換に取り組んでいます。

また、サービスのオンライン化に加え、機構内の事務処理のデジタルワークフローの確立や、多様化するお客様チャネルの体系整理も進めています。

オンラインビジネスモデルの全体像

【お客様】 サービスのオンライン化

1. 申請書・届書等をオンラインで提出
2. 各種通知書・お知らせをオンラインで受け取り
3. 知りたい、確認したい情報をオンラインで確認
4. 年金相談をオンラインで実施
5. 制度説明会・年金セミナー等をオンラインで受講

・サービスのオンライン化にあたっては、その多くが個人情報をインターネット環境で取り扱うことが前提となるため、情報漏洩の防止など、安全な環境の提供や確実な本人認証を行うことを最重要課題として施策化を図っています。

【内部処理】 デジタルワークフローの確立

・受付から内部処理、結果通知に至るまで、一貫した内部処理のデジタル化、ICT化の推進

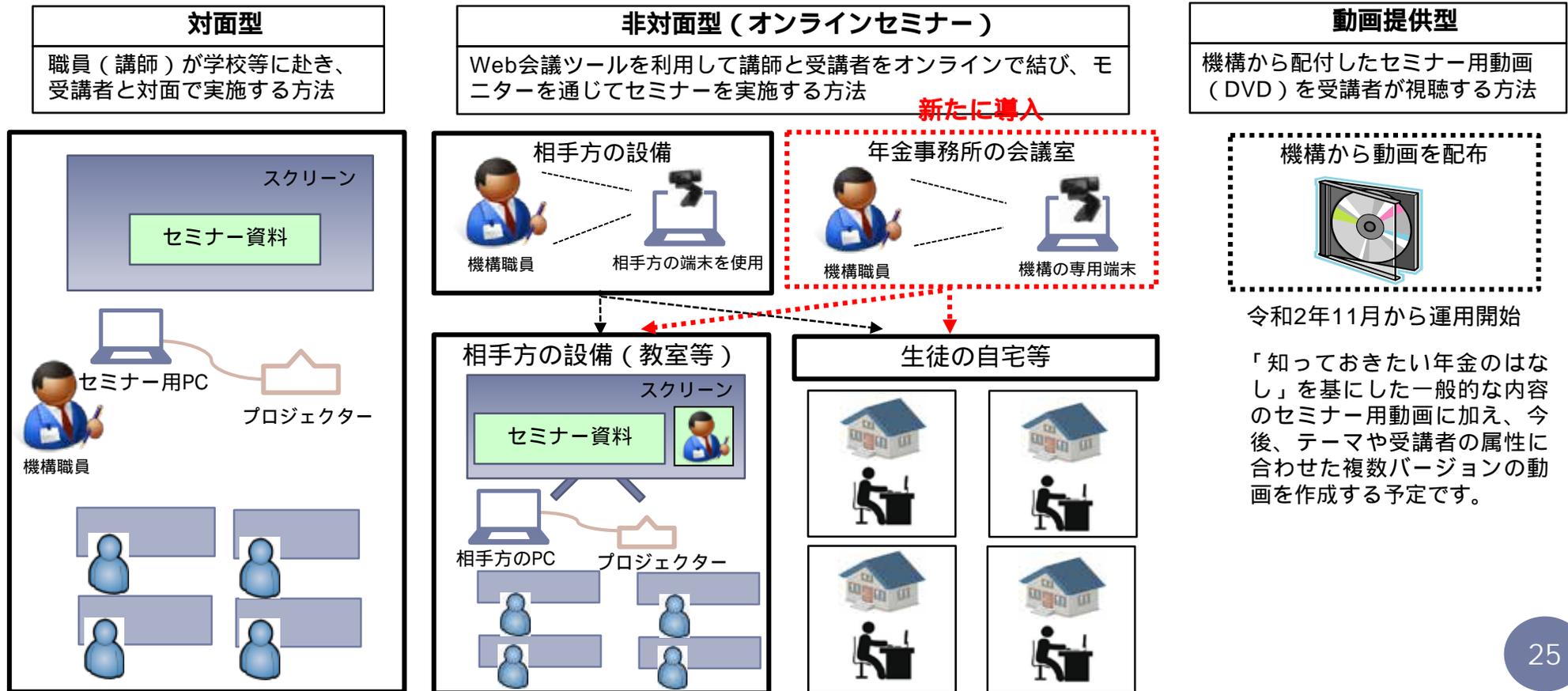
【チャネルミクス】 チャネルの多様化

・お客様との非対面型チャネル（オンラインチャネル）の拡充
・年金事務所等の役割変化を踏まえた見直し

(3) 多様な年金セミナー等の実施に向けた対応

地域年金展開事業の分野に関しては、年金セミナーや制度説明会を安心して受講いただくため、Web会議ツールを活用したオンラインによる年金セミナー等の実施に向けた準備を進めています。また、令和2年11月から、「知っておきたい年金のはなし」を基に作成した年金セミナー用動画（DVD）を無料で配付し、これまでの対面型の年金セミナーだけでなく、動画提供型の年金セミナーを可能としました。

なお、オンラインによる年金セミナーは、まずは地域代表年金事務所（博多年金事務所）に導入し、実施結果を検証しながら、順次、全年金事務所に導入する予定です。



(4) 電子申請・ねんきんネットの利用促進

お客様に提供するサービスのオンライン化として、事業主様向けには「電子申請」、個人のお客様向けには「ねんきんネット」の利用促進に力を入れています。

年金事務所ごとに一定の数値目標を定め、事業所への電話勧奨やリーフレットの送付、来所されたお客様への説明、地域年金事業運営調整会議委員や年金委員の皆様への協力依頼など、様々な機会をとらえた周知広報に取り組んでいます。

事業主の皆様へ
社会保険手続きは
電子申請でカンタンに!

電子申請とは、申請・届出を紙やCD・DVDではなく、インターネットを利用して行うことです。
※ 2020年4月から特定の事業所について**電子申請の義務化**が始まっています。
※ 詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。

☹️ 電子申請のメリットって何ですか?

24時間365日いつでもどこでも申請可能です。
郵送料などのコスト削減も期待できます。

☹️ お金はかかりますか?

GビズIDを使うと手数料なしで電子申請を始めることができます。

☹️ 電子申請のやり方がわかりません

日本年金機構ホームページに利用手順を掲載しています。
併せて利用手順の説明動画も掲載しています。
ぜひ、ご覧ください。

<https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/index.html>

日本年金機構 電子申請 検索

電子申請がいちばん早い!

☹️ 電子申請なら紙や電子媒体で申請されたものよりも早く処理がされます。
例えば、保険証は紙で申請されるより電子申請の方が**3~4日早く届きます。**
ぜひ電子申請をご利用ください!

電子申請のご利用方法

STEP 1 「GビズID」のアカウント取得

STEP 2 申請データの作成

STEP 3 届書作成プログラムから申請!

①「GビズID」の詳しい情報、手続きはGビズIDホームページをご覧ください。

②「GビズID」の詳しい情報、手続きはGビズIDホームページをご覧ください。
<https://bizid.go.jp>

電子申請の方法は他にも「e-Gov」を利用した方法等もあります。詳細は日本年金機構ホームページをご覧ください。

令和2年11月より
電子申請が利用しやすくなります!

e-Govでの申請にGビズIDを利用することができるようになります。(令和2年11月24日開始)
ぜひご利用ください!

ご質問にあたりご不明な点は、『電子申請相談チャット』へ!
日本年金機構ホームページでは、電子申請に関するよくあるお問い合わせに対応できるチャットに対応していますので、ぜひご利用ください。

※ 郵送での電子申請のご利用に関するお問い合わせ先はこちらです。
① 個人年金受給者の方へ (請求書送付関係) 電子申請受付係 (03) 3770-0077 (24時間受付) → 「2番」をお選びください
② 65歳未満の受給者の方へ (請求書送付関係) 03-6837-2913 → 「2番」をお選びください
③ 年金事務所に直接お問い合わせの方へ (年金事務) 03-6837-2913 → 「2番」をお選びください
※ 休日 (第2土曜日を除く)、12月29日~1月3日はご利用いただけません。

日本年金機構
Japan Pension Service

ご自宅で
「ねんきんネット」始めてみませんか!

「ねんきんネット」とは、お客様がパソコンやスマートフォンでご自身の年金情報を手軽に確認できるサービスです。

「ねんきんネット」でできること

- 記録の確認**
ご自身の国民年金の記録や、お勤めになった会社の健康保険記録、国民年金記録を確認できます。
- 年金見込額の試算**
働きながら年金を申請した場合は、記録を照らし合わせてお勤めした期間など様々な条件に合わせた試算が可能です。
- 通知書の確認**
電子版「国民年金記録」や年金受給に際する通知書などを確認できます。
- 通知書の再交付申請**
国民年金記録の記録照会やご自身の国民年金記録など、再交付申請ができます。

「新しい生活様式」の実践に役立つサービスですのでぜひご利用ください。

日本年金機構
Japan Pension Service

ねんきんネットの始めかたは簡単です!

準備

- 国民年金番号とアクセスキーをご用意ください。
・ 国民年金番号 申請書類などに記載されています。
・ アクセスキー 「ねんきんネット」に接続しているほか、年金事務所で発行しています。お持ちの場合はすでにコピーも発行されます!

登録

ねんきんネットホームページ(https://www.nenkin.go.jp/n_net/)の「新規登録」にアクセスし必要事項を入力してください。

利用開始

ねんきんネットにログインして利用を始めましょう。

マイナンバーカードをお持ちの方は
マイナポータル「もっとつながる」からも簡単に始められます!

マイナポータルにログイン | 「もっとつながる」機能から連携 | 「ねんきんネット」そのまま利用開始

お問い合わせ
詳しくは「ねんきんネット」で検索
0570-058-555

電子申請のリーフレット

ねんきんネットのリーフレット

5 . 令和 3 年度事業計画（案）

(1) 地域連携事業

市区町村、自治会、事業所、関係機関等と協力・連携し、公的年金制度の周知・広報の充実及び国民年金保険料の納付率向上を図る。

- 1 . 関係機関・関係団体との連携による周知・啓発
 - ・市町村、ハローワーク、税務署等に、窓口での年金制度に関するポスターの掲示及びリーフレットの設置を依頼し、地域住民への情報提供の充実を図る。
 - ・関係機関の会議や研修会に参加し、年金制度や事業に関する情報提供を行う。
- 2 . 市町村広報誌等による周知・啓発
 - ・市町村広報紙等を活用し、出張年金相談の日程や年金制度に関し情報提供を行う。
 - ・社会保険協会発行の広報誌に事務手続きに関する記事等を掲載する。
- 3 . 年金制度説明会の開催
 - ・地域住民及び企業や団体の従業員を対象とした年金制度説明会を積極的に開催する。
- 4 . 関係機関・関係団体との連携強化
 - ・市町村担当者への研修や事務打合せ会を定期的で開催する。
 - ・市町村担当者向け情報誌「かけはし」を年6回（奇数月）送付し、情報提供を行う。
 - ・関係機関のニーズを十分聞き取り、効果的な情報提供・制度説明会を実施する。

(2) 年金セミナー事業

高校生や大学生等の若い世代を対象に、公的年金の大切さを知り、制度への理解を深めていただくため、多様な年金セミナーを積極的に実施するとともに、効果的なアプローチを検討・実施する。

1 . 年金セミナー開催に向けたアプローチ

- ・教育関係機関に対し、中学校や高校での年金セミナー開催に向けた協力依頼を行う。
- ・高校、大学、専門学校等に対し、リーフレットの送付、電話勧奨等のアプローチを積極的に行う。

2 . 年金セミナーの開催

- ・Web会議ツールを活用した非対面でのオンラインセミナーの拡大を図る。
- ・非対面式セミナーの他、新型コロナウイルス感染症対策を徹底したうえでの対面によるセミナー、セミナー動画（DVD）の視聴など、各学校のニーズや環境に応じたセミナーを開催する。
- ・実施後のアンケートや先生方のご意見をもとに、適宜、実施方法や教材の見直しを図る。
- ・セミナー講師育成のための研修やコンテストを充実させる。

3 . 地域年金推進員の活用

- ・地域年金推進が高校、大学、専門学校等を訪問し、リーフレットを活用した説明及び年金セミナー開催のアプローチを行う。
- ・地域年金推進に対する研修や連絡会議を開催し、意見交換・情報共有を行う。

(3) 地域相談事業

地域住民のニーズに応えるとともに年金制度への理解を深めていただくため、自治体や教育機関、商業施設等に出向き、出張年金相談を実施する。

1. 市町村等における出張年金相談の実施
 - ・年金事務所から遠隔地の市町村に赴き、定期的に出張年金相談を開催する。
2. 社会福祉施設における障害年金制度説明会の開催
 - ・特別支援学校等に対し、障害年金制度に関する制度説明会開催のアプローチを積極的に行う。
 - ・特別支援学校等の教職員や保護者に対し、感染防止対策を徹底したうえで制度説明を実施する。
3. ハローワークでの雇用保険受給者説明会にあわせた制度説明会や国民年金保険料免除申請にかかる相談会等の開催
4. 「ねんきん月間」を活用した商業施設等での出張年金相談の実施
5. 企業や団体の従業員等に対する年金制度説明会の開催
 - ・企業や団体等に対する制度説明会を通じて、電子申請やねんきんネット、制度改正事項等について、広く周知・広報する。

(4) 年金委員活動支援事業

年金委員は、職場や地域における公的年金制度の周知・啓発という重要な役割を担っていることから、定期的な研修会や意見交換会を開催し、積極的に情報提供を行うことで、年金委員活動の活性化を図る。

1. 定期的な研修会・意見交換会の開催
 - ・厚生労働省からの通知に基づき、制度改正事項や重点協力依頼事項を中心とした研修会・意見交換会を開催する。
2. 積極的な情報提供及び制度周知への協力依頼
 - ・「年金委員活動のてびき」や情報誌「なごみ便り」を送付し活動を支援する。
 - ・各種啓発資料（退職後の年金手続きガイド、アニュアルレポート等）を送付するなど、積極的に情報提供を行う。
 - ・地域型年金委員及び職域型年金委員を活用し、地域住民及び企業の従業員への制度周知や情報提供を行う。
3. 委嘱数拡大に向けた取組
 - ・職域型年金委員については、年金委員未設置事業所に推薦依頼文書を送付する。
 - ・定年退職等による職域型委員辞退者については、後任の推薦依頼を確実にを行う。
 - ・地域型年金委員については、推薦母体となる関係団体に対し、積極的に推薦依頼を行う。

(5) 「ねんきん月間」及び「年金の日」における取組

厚生労働省と協力し、11月の「ねんきん月間」や11月30日の「年金の日」において、公的年金制度の普及・啓発活動を積極的に実施する。

- 1 . 年金委員功労者表彰式の開催
- 2 . 各年金事務所における公的年金制度の普及・啓発活動の実施
- 3 . 「わたしと年金」エッセイ募集にかかる広報・アプローチを積極的に行い応募数の増加を図るとともに、応募校に対し感謝状を贈呈する。

(6) 地域年金事業運営調整会議

地域、教育機関、企業の中での年金制度の周知・理解・支援のネットワークの強化並びに地域年金展開事業の推進を図るため、地域年金事業運営調整会議を開催する。

- 1 . 開催時期
・令和3年6月及び令和4年2月
- 2 . 主な議事
・事業計画及び事業実施結果の報告、事業における重点取組など

6 . 參考資料

(1) 令和2年 年金制度改革の概要 (一部抜粋)

より多くの方がより長く多様な形で働く社会へと変化する中で、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図るため、短時間労働者に対する被保険者の適用拡大、在職中の年金受給のあり方の見直し、受給開始時期の選択肢の拡大等の措置が講じられました。

1 . 被用者保険の適用拡大

(1) 短時間労働者を被用者保険の適用対象とすべき企業規模要件について、段階的に引き下げ【令和4年10月・令和6年10月実施】

短時間労働者への適用拡大の基準

	現行	令和4年10月～	令和6年10月～
企業規模要件	501人以上	101人以上	51人以上
労働時間要件	週20時間以上	週20時間以上	週20時間以上
賃金要件	月額8.8万円以上	月額8.8万円以上	月額8.8万円以上
勤務期間要件	1年以上	2か月超	2か月超

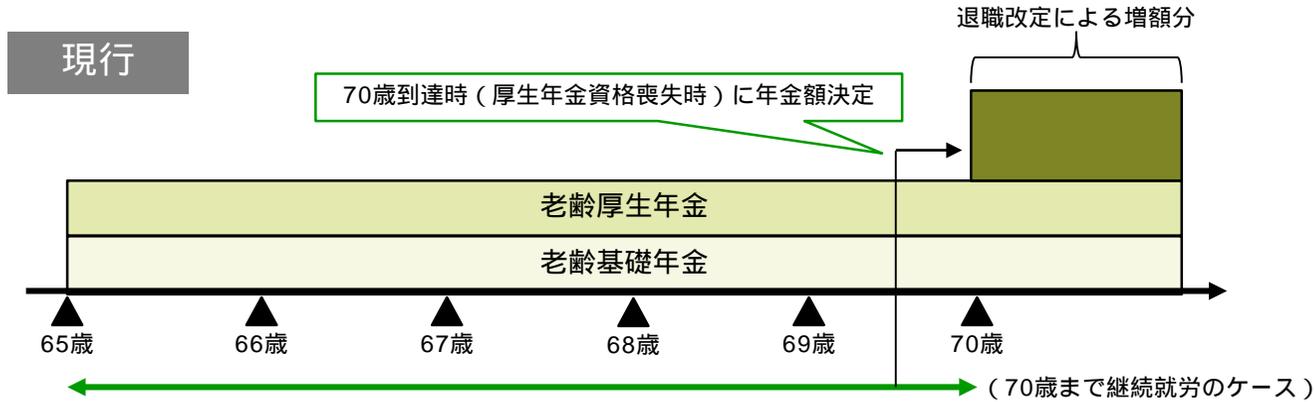
- ・ 正規・非正規にかかわらず、できるだけ多くの労働者の保障を充実させることがねらいです。
- ・ 被扶養者の基準である年収130万円未満であっても、適用拡大要件に該当すれば、自身で厚生年金に加入します。
- ・ 学生は対象から除外されます。

(2) 非適用業種のうち、弁護士・税理士・社会保険労務士など、法律・会計を取り扱う「士業」について、5人以上の事業所を適用種別に追加【令和4年10月実施】

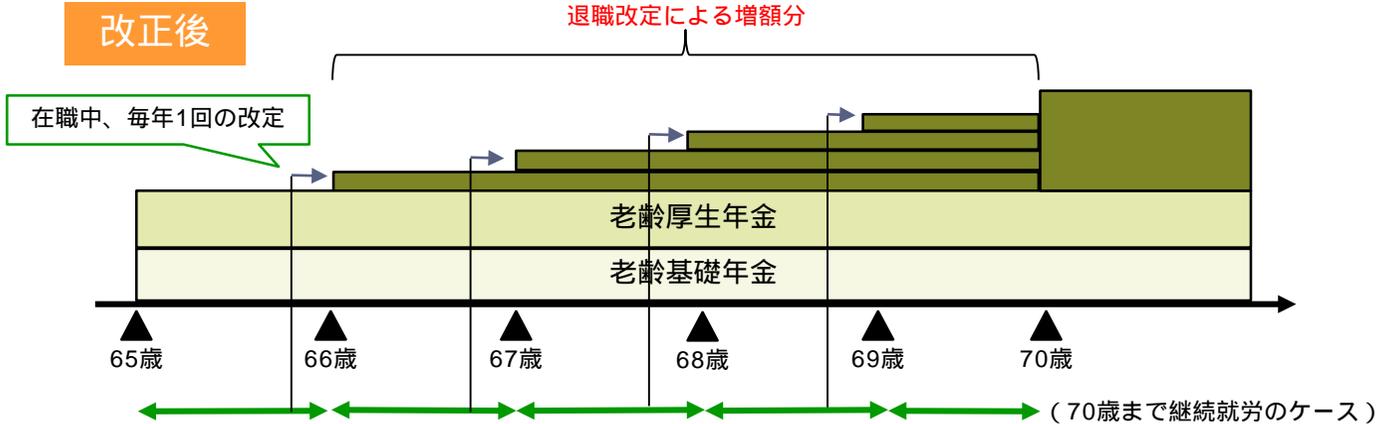
(3) 厚生年金・健康保険の適用対象である国・地方自治体に勤務する短時間労働者に対して、公務員共済の短期給付（医療保険）を適用【令和4年10月実施】

2. 在職中の年金受給のあり方の見直し

(1) 高齢期の就労継続を早期に年金額に反映するため、在職中の老齢厚生年金（65歳以上）の年金額を毎年定時に（10月分）から）改定【令和4年4月実施】



- ・現在、65歳以上で在職中（厚生年金加入）の老齢年金受給者は、資格喪失時（退職または70歳）に65歳以降の被保険者期間を加えて、年金額が改定されます。
- ・高齢期の就労が拡大する中、就労を継続したことの効果を退職を待たずに早期に年金額に反映させ、受給者の経済基盤の充実を図ることがねらいです。

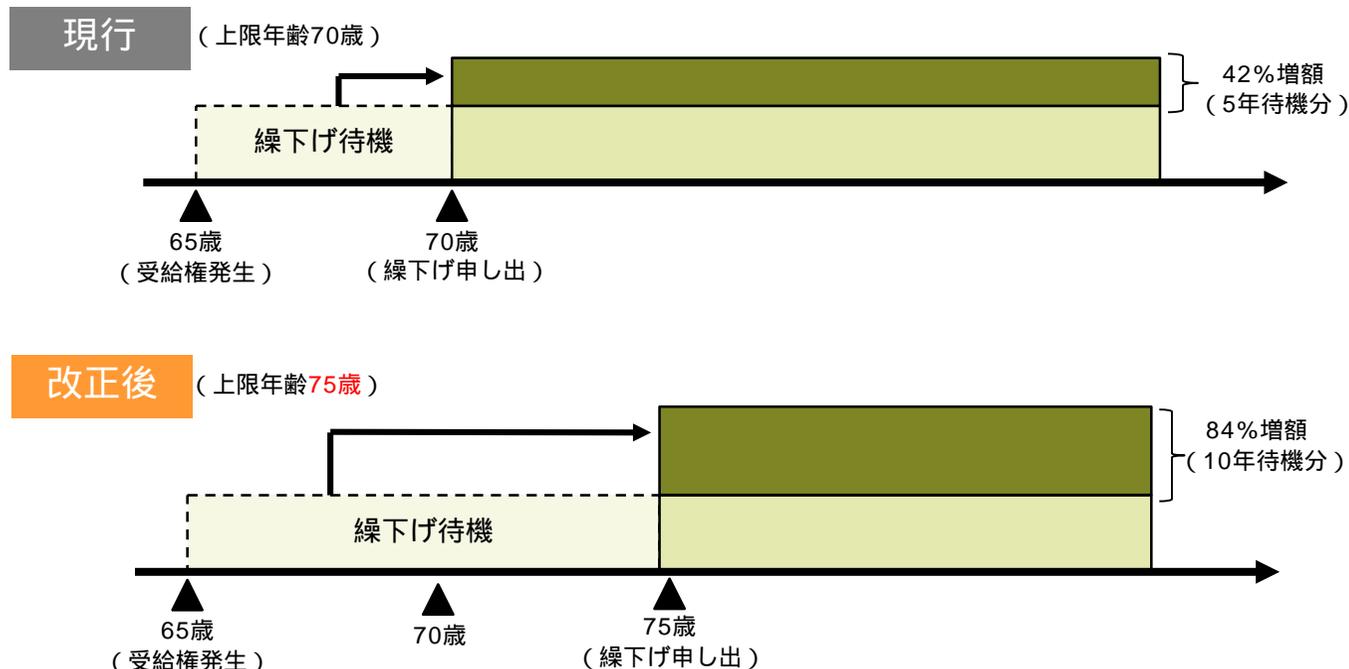


(2) 60歳から64歳に支給される在職老齢年金について、支給停止基準額の「28万円」を、現行の65歳以上の在職老齢年金と同じ「47万円」に引き上げ【令和4年4月実施】

- ・現行の「28万円」が高齢者の就労に一定程度影響を与えていることを解消する、令和12年度まで支給開始年齢の引き上げが続く女性の就労を支援する、ことがねらいです。

3. 受給開始時期の選択肢の拡大

(1) 現在、70歳となっている繰下げ受給の開始年齢の上限年齢を75歳に引き上げ【令和4年4月実施】



・高年齢期の就労の拡大を踏まえ、高齢者が自身の就労状況等に合わせて年金受給の方法を選択できるようにすることがねらいです。

・65歳より早く受給開始した場合
1月あたり 0.5%

・65歳より後に受給開始した場合
1月あたり +0.7%

(令和3年2月現在)

(2) 70歳以降80歳未満の間に年金を請求し、かつ請求時点における繰下げ受給を選択しない場合、年金額の算定にあたっては、5年前に繰下げの申し出があったものとして年金を支給【令和5年4月実施】

(繰下げ上限年齢を70歳から75歳に引き上げることに伴い、5年以上前の時効消滅した給付分に対応する繰下げ増額)

(2) 日本年金機構ホームページのリニューアル

「利用者に配慮したレイアウト」「多様なデバイスへの対応」という2つの基本コンセプトに立って、令和2年9月に日本年金機構ホームページのデザインをリニューアルしました。また、スマートフォン版についても、閲覧した際の操作性を考慮して、最適な表示となるよう改善しました。

PC版トップページ

スマートフォン版

1

年金の制度・手続き、申請・届出様式、年金Q&Aなど主要なカテゴリから目的の情報をお探しいただけます。

2

日本年金機構の事業や取組に関する情報、時期に応じたご案内などを表示しています。

3

事業主の方、国民年金に加入の方など、ご利用者の属性別に5つのメニューを設けています。

4

20歳になったとき、就職・転職・退職などシーン別に年金に関する手続きを探すことができます。



(3) 国民年金・厚生年金保険にかかる主な実績指標 (全国)

平成22年1月に日本年金機構が設立されて以降、基幹業務については、国民年金保険料の納付率の向上、加入指導による適用事業所数の増加、厚生年金保険料収納率の向上など、着実に実績を積み重ねてきました。

無年金者や低年金者をなくし、社会の安定・安心に貢献するという日本年金機構のミッションを達成するため、引き続き取り組んでまいります。

国民年金



厚生年金保険適用



厚生年金保険徴収

